

## 「増量オプションⅡ」提供条件書

### 1.概要

「増量オプションⅡ」(以下「本サービス」といいます。)とは、料金プランの月間データ容量を増量するサービスです。

### 2.提供内容

- 本サービスにご加入の場合、加入している料金プランに応じて月間データ容量を増量します。各料金プランの増量データ量及び本サービスの月額料金は、各料金プランの提供条件書に定めるとおりとします。
- 本サービスの適用を受ける場合、その月額料金を加算した額を基本使用料として取り扱います。

### 3.重要事項

#### (1) 適用の開始について

- 申込みの手続きが完了した翌月から本サービスの適用を開始します。ただし、新規のご契約、機種変更(端末購入又はeSIM若しくはSIMカードの変更を伴わない機種変更を除きます。以下同じとします。)又は5G NSAと5G SA間の変更と同時に申込みいただいた場合、その手続きが完了した日から適用します。

#### (2) 適用の廃止について

- 本サービスの適用廃止の申込み又は解約があった場合、本サービスの適用を廃止します。
- 本サービスの適用を廃止する場合の取扱いは以下のとおりです。

廃止事由	本サービスの取扱い
解約によるとき	解約日まで適用
機種変更又は5G NSAと5G SA間の変更と同時に本サービスの廃止の請求があったとき	廃止日の前日まで適用
上記以外によるとき	廃止日を含む月の末日まで適用

#### (3) その他

- 本サービスに関するその他の提供条件については、KDDI/沖縄セルラー(以下、併せて「当社」といいます。)のWEBページに定めるところによります。

#### ■本提供条件書について

- ・ 当社のUQ mobile 通信サービスⅡ契約約款第77条(提供条件書等)に基づいて本提供条件書を定めます。
- ・ 本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等(UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款その他当社の各契約約款及び各規約等をいいます。以下同じとします。)の規定を適用します。契約約款等の詳細は、当社のホームページでご確認いただけます。
- ・ 当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。なお、当社は、変更後の提供条件書及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の提供条件書は当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

- ・電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社の申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、予め、当社のホームページにその内容を掲示します。

■更新履歴

2026年4月15日 初版作成